

〔事案 2024-131〕 新契約無効請求

・令和 6 年 12 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 9 月に募集代理店を通じて契約した終身保険について、以下等の理由により、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、死亡保険金額について、募集人から、何の根拠があってその金額が必要なのか説明がなかった。
- (2) 契約時、解約返戻金額やクーリング・オフ等に関する説明がなかった。自分は発達障害であるため保険の仕組みが理解できないまま募集人の言いなりに契約してしまったが、既払込保険料と解約返戻金額に差額があることに納得ができない。

<保険会社の主張>

募集人は、契約時、設計書、パンフレット、ご契約のしおり・約款を交付し、これらの資料にもとづき複数回にわたって十分な説明を行っており、また、申立人から広汎性発達障害であること、障がい者手帳を有していることの告知を受けていたことから、それを踏まえて十分な説明を行っているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。